



東京都

- 1 東京都の観光施策
- 2 東京都の通訳案内士の登録状況
- 3 東京都の地域ガイド制度
- 4 研修制度

平成28年8月3日

東京都産業労働局観光部

1 東京都の観光施策

東京都観光産業振興アクションプログラム2017(素案)(平成28年5月)

- 観光を巡る環境の変化に迅速かつ的確な対応を図るため、**中長期的な視点**に立ち、**総合的かつ体系的な施策の展開**を目指す
- 中間のまとめ(平成28年11月頃)→平成28年度内に策定予定

◎観光を巡る具体的な現状

- 外国人旅行者の急増
- 旅行による消費の拡大
- 拡大する宿泊需要
- 外国人旅行者の情報収集化の変化
- 多摩・島しょへの総客の必要性の高まり
- 更なる向上が望まれる「観光都市としての東京」

◎新たな取組の視点

- ①観光の一大産業化
- ②将来を見据えた新たな観光資源の開発
- ③魅力の発信と効果的な誘致活動
- ④受入環境の充実

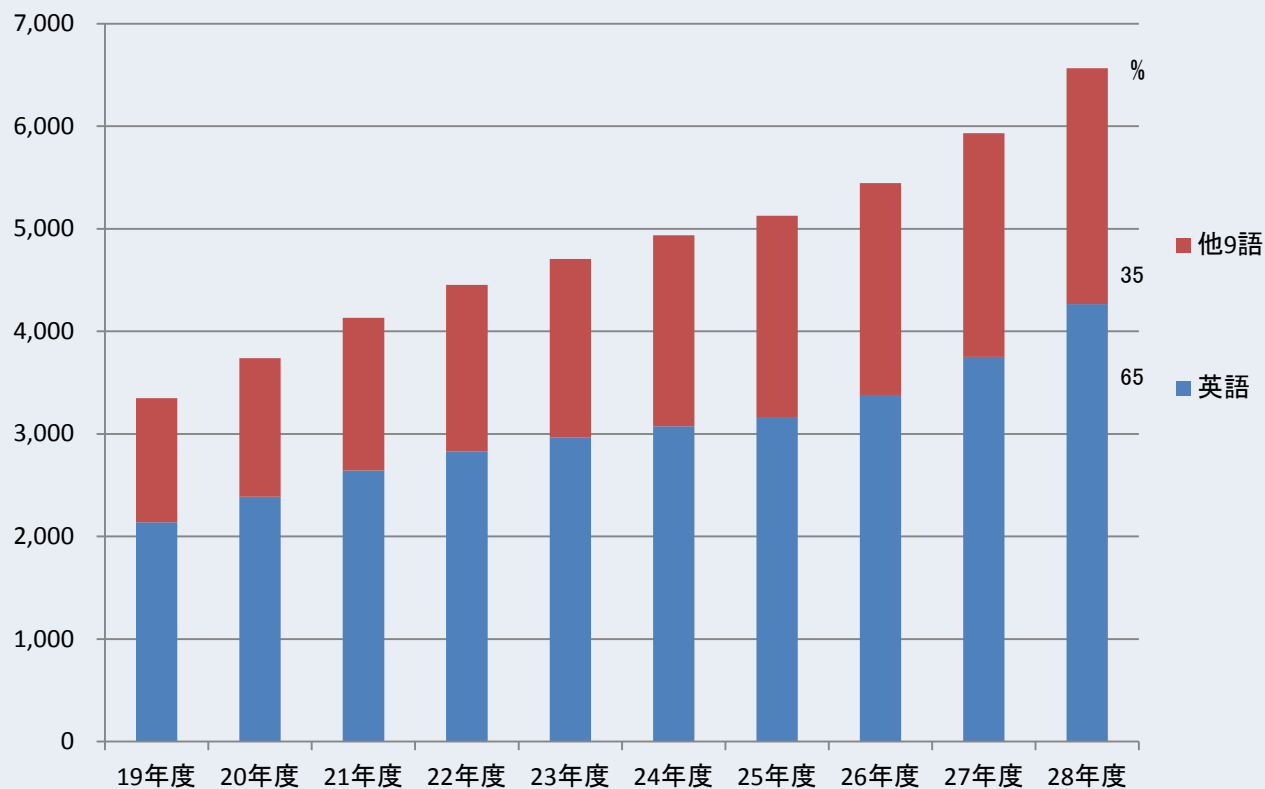
◎観光産業振興に向けた取組の方向性

- ①消費拡大に向けた観光経営
- ②集客力が高く良質な観光資源の開発
- ③東京ブランドの発信と観光プロモーションの新たな展開
- ④MICE誘致の新たな展開
- ⑤外国人旅行者の受入環境の向上
- ⑥日本各地と連携した観光振興

2 東京都の通訳案内士の登録状況

○都の通訳案内士登録者数：6,566人（全国：20,747人）（平成28年4月現在）

○登録者数の推移



3 東京都の地域ガイド制度

背景等

○現状

タクシードライバーの間では通訳案内士試験のハードルが高い
⇒資格取得が進まず有料ガイドができない



○都の対応

特区制度を活用し、都が行う研修により一定水準以上の資質が確保されたタクシードライバーによる通訳案内を行う



外国人が気軽に英語で観光案内を受けられるようになり、東京観光の魅力が向上

特区計画の概要

○名称 東京都タクシードライバー観光案内特区

○目的 利用者の要望に応じて柔軟にコースを設定、変更でき、多様な外国人旅行者のニーズに対応可能な観光タクシーの普及のため、外国語での育成を推進する。

○対象 TOEIC600点相当の語学力を有する都内タクシー・ハイヤードライバー

○研修時間 56時間

※研修修了後、資格認定試験(面接)を実施

○育成計画 平成28年度事業開始、平成32年度までに300人程度育成予定

4 研修制度

東京都タクシードライバー観光案内特区の研修内容

- オリエンテーション**: 東京の観光行政、外国人旅行者に対するマナーに関する知識等
- 観光英語** : 外国人旅行者との円滑なコミュニケーション、観光案内
- 東京の観光** : 東京都の地理・歴史、東京都の観光特性
- バリアフリー** : 高齢者や障がい者の介助方法等
- 旅程管理** : 旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応
- 救急救命** : AEDの取扱や応急(救命)手当の知識・技術
- 現場実習** : 座学研修後、都内の観光地に赴き、研修内容を実践

8日間で56時間の研修を実施